

鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

令和4年4月

鳥 取 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	
	(1) 現状	1
	(2) これまでの取組の評価と対応	1 1
	(3) 管理の目標	1 1
	(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方	1 1
6	数の調整に関する事項	
	(1) 個体数管理の目標	1 2
	(2) 個体数管理の方法	1 2
	(3) 狩猟者の確保等	1 3
	(4) 個体数管理の推進	1 3
7	被害防除に関する事項	
	(1) 被害対策	1 4
	(2) 周辺環境を改善する対策	1 4
	(3) 対策技術の普及・人材育成等	1 4
8	生息環境の保護及び管理に関する事項	1 5
9	その他管理のために必要な事項	
	(1) モニタリングの実施	1 5
	(2) 計画の推進体制	1 6
	(3) 錯誤捕獲対応	1 6
	(4) 感染症対策の実施	1 6
	《参考資料》	
	【鳥獣被害対策推進の基本体系】	1 7
	参考文献	1 8

1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は平成 10 年度に急増、その後被害額は概ね 1 億円前後で推移し、平成 16 年度に過去最高の 1 億 3 千 5 百万円を記録した。その後、平成 18 年度には 3 千 5 百万円まで減少したが、平成 25 年度以降、約 5 ～ 7 千万円程度の水準で推移している。近年は中山間地域のみならず、都市部周辺での被害が増加傾向にあり、依然として県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。

この原因として、近年の暖冬・寡雪化によりイノシシの死亡率が低下したことに加え、農山村の過疎化・高齢化に伴う耕作放棄地の増加、里山の放置、竹林の拡大等により、イノシシの生息に適した環境が拡大してきたことなどが影響しているものと考えられる。

こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減と個体数の安定維持を図るため、本県においては、平成 13 年度に「イノシシ保護管理計画」をいち早く策定している。引き続き、多大な農作物被害を及ぼすイノシシについて、侵入防止柵の設置や捕獲の推進のほか、総合的な対策を推進することが必要である。農業被害の軽減と個体数を減少させ人間活動との軋れきを軽減しつつ、一定の個体数水準を保つことで生物多様性の確保と狩猟資源として安定的な水準の確保を図りながら、人との共存を図っていくため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（第 13 次鳥獣保護管理事業計画期間内）

4 管理が行われるべき区域

鳥取県全域

5 管理の目標

（1）現状

ア 生息環境

（ア）植生

北部は日本海に面し、海岸地帯にはクロマツが生育するほか、標高の低い地域の温暖帯植生はヤブツバキ、スダジイ、タブノキを主とした常緑広葉樹林が広がっている。

大山、三国山、東山、氷ノ山等の山岳地帯には、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が発達しているが、他の森林はスギ、ヒノキなどの植林と二次林である（図 1）。

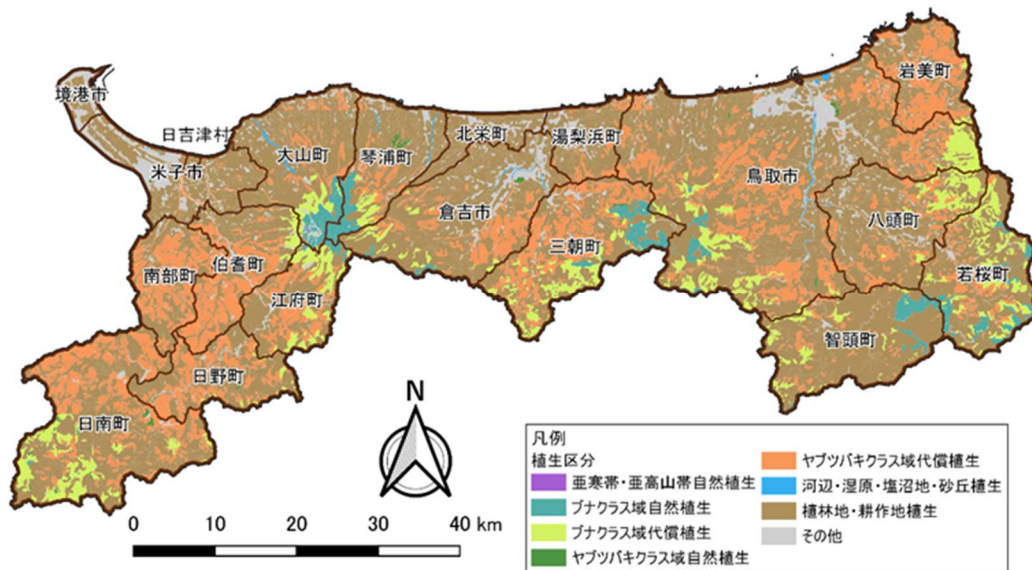


図1 鳥取県植生図

出典：鳥取県生物多様性地域戦略（令和2年3月鳥取県）

(イ) 耕地の利用状況

耕作放棄地はイノシシの休息場および採餌場であり、その増加によりイノシシの好適な生息環境を提供している。表1は昭和60年度から令和2年度までの耕作地（水田、畑、樹園地）の面積の変化を5年毎に示した。昭和60年度から令和2年度にかけて、水田が約38%、畑が約31%、そして樹園地では約80%の面積が減少している。耕作放棄地が増加したことにより、イノシシの好適環境を作り出していることが考えられるため、耕作放棄地の草本類の刈払いや、集落全体において耕作地の配置の変更を検討するなど、集落環境管理が必要である（図2）。

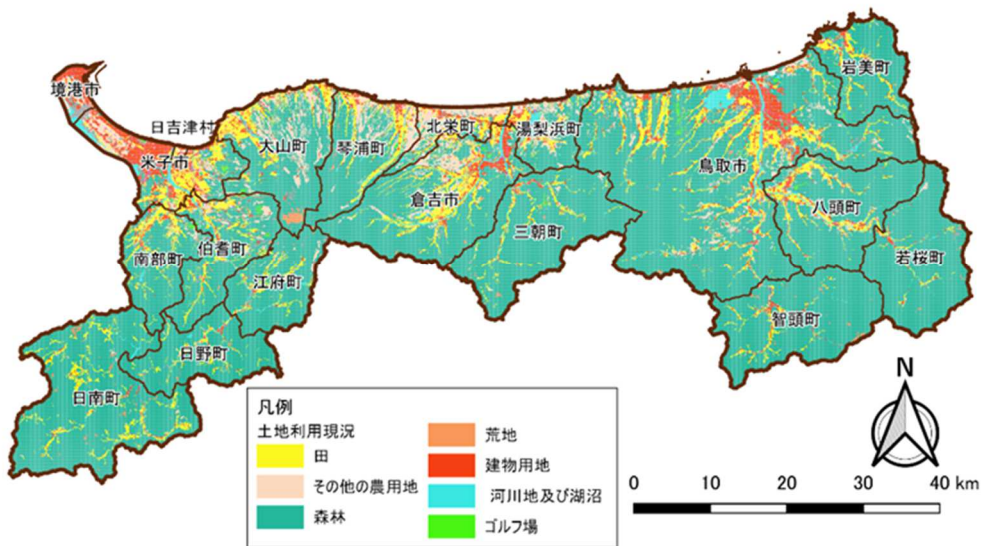


図2 鳥取県の土地利用現況

出典：鳥取県生物多様性地域戦略（令和2年3月鳥取県）

表1 耕作地の面積

単位：ha

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
田	25,323	24,032	22,396	20,945	18,630	18,031	17,352	15,481
畑	7,776	7,497	7,265	7,102	6,685	6,687	5,998	5,395
果樹園	4,760	4,148	3,282	2,540	2,024	1,650	1,650	974

(ウ) 森林の現況

本県の森林の構成をみると、戦後、スギ・ヒノキを中心とする人工林の造成が進められ、人工林率は昭和44年度の33.3%から、令和元年度には54.6%に増加している（表2）。集落・農地の近郊の里山林や原野採草地の多くも人工林に転換されたが、林業の採算性の悪化に伴い森林所有者の経営意欲が低下し、適切に管理されていない森林もみられる。

表2 林野率及び人工林率

	昭和44年	昭和54年	平成元年	平成11年	平成21年	平成26年	令和元年
林野率	74.9%	74.8%	74.5%	73.8%	74.1%	73.9%	74.0%
人工林率	33.3%	47.3%	52.1%	53.8%	54.2%	54.4%	54.6%

(鳥取県林業統計)

イ 生息動向及び捕獲状況等

(ア) 分布状況

昭和53年度から令和2年度に環境省が実施した調査結果を図3に示した。

中国地方における昭和53年度と平成15年度の分布を比較すると、昭和53年度と平成15年度の両方で確認されている地域がほとんどを占め、イノシシの安定した生息が確認されている。

本県においても生息可能な地域では、ほぼ全域にわたりイノシシが生息している。

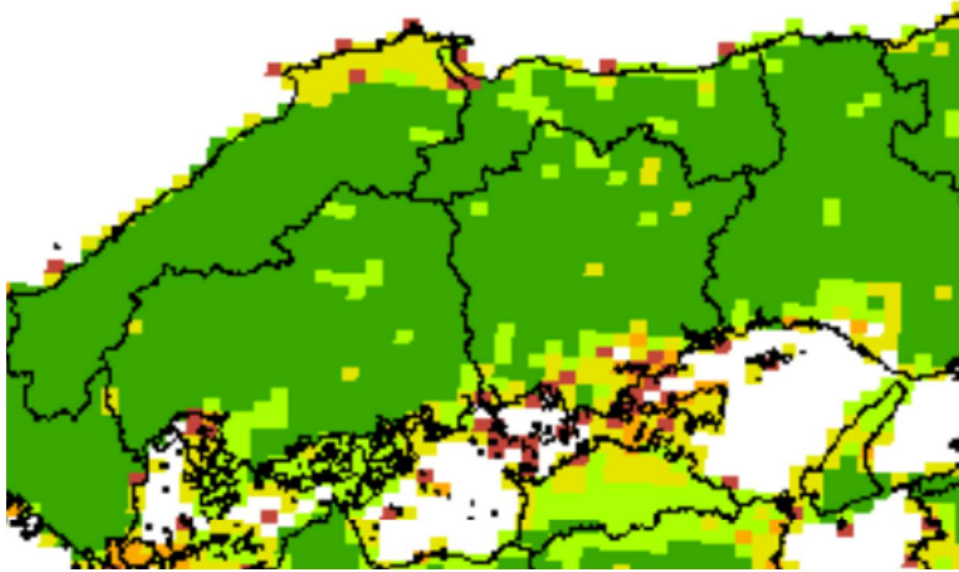


図3 中国地域におけるイノシシの分布

イノシシ分布域

- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認

(イ) 痕跡密度調査の結果

平成 22 年度からの痕跡密度調査の結果を図 4 に示す。痕跡密度調査は県内のイノシシ生息地で、県内で均等に分散するように年に 35 箇所程度、1 箇所あたり 3～7 km、合計 170km 程度を、ライントランセクト法により、イノシシによる擦り跡等の痕跡を調査している。その結果、最近 10 年間は、鳥取地域、倉吉地域、日野地域で痕跡は上昇傾向にあり、八頭地域、米子地域は横ばいとなっており、全県の痕跡密度は 10 年前の 1.2 倍程度に上昇している。令和 2 年度の痕跡密度指標は倉吉地域、米子地域、日野地域で高く、鳥取地域東部、八頭地域南部で低くなっている (図 5)。

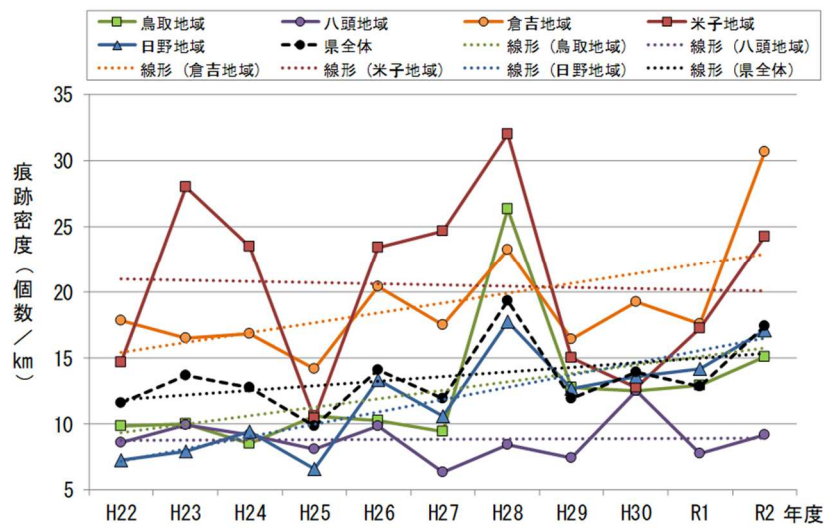


図4 地域別の痕跡密度の経年変化

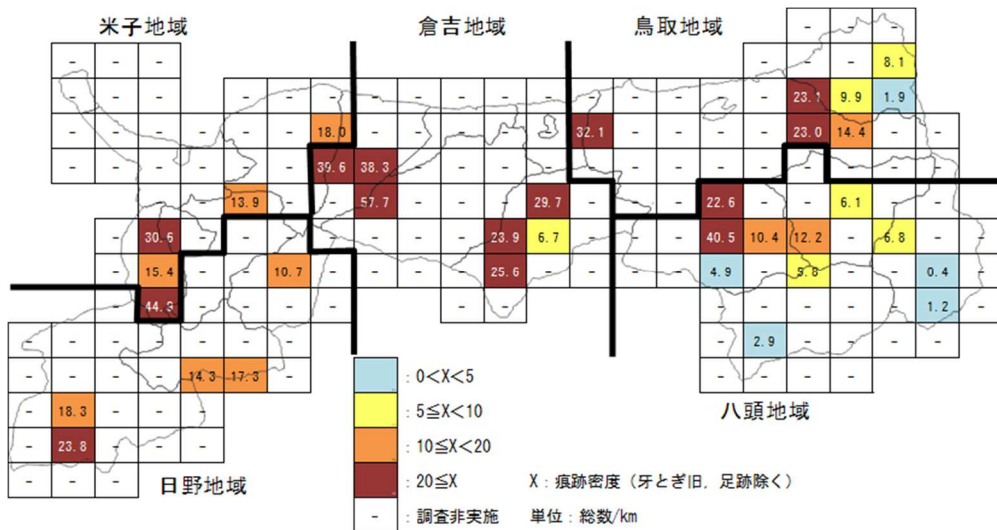


図5 令和2年度の痕跡密度調査による密度指標（個数/km）

(ウ) 出猟記録解析の結果

イノシシ出猟時の出猟記録から、平成12年度から令和元年度まで銃猟での単位捕獲努力量あたり捕獲数（Catch Per Unit Effort：CPUE値）の推移と単位努力量あたりの目撃数（Sighting Per Unit Effort：SPUE値）の推移を図6に、わな猟でのCPUE値の推移を図7に示す。

銃猟でのCPUE値は、10日又は10人以上の出猟報告があった狩猟メッシュ（約5×5km）を対象とし、銃による捕獲総数をのべ出猟人日数で除した数値であり、1人の銃猟者が1日出猟した場合に捕獲するイノシシの頭数を示している。SPUE値は目撃総数をのべ出猟人日数で除した数値であり、1人の銃猟者が1日出猟した場合に目撃するイノシシの頭数を示している。

わな猟でのCPUE値は、のべ250台日（1日の架設わな数×架設日数）以上のわなが架設された狩猟メッシュを対象とし、わなによる捕獲総数をわな100台日で除した数値であり、わな100台日で捕獲するイノシシの頭数を示している。

銃猟、わな猟とも平成12年以降全体的にはCPUE値、SPUE値とも低下傾向にある。

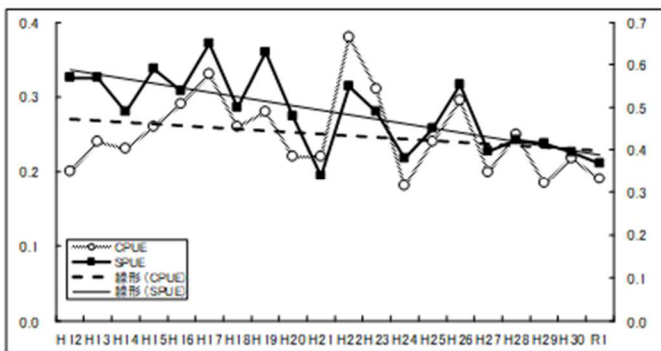


図6 銃猟でのCPUE値とSPUE値の推移

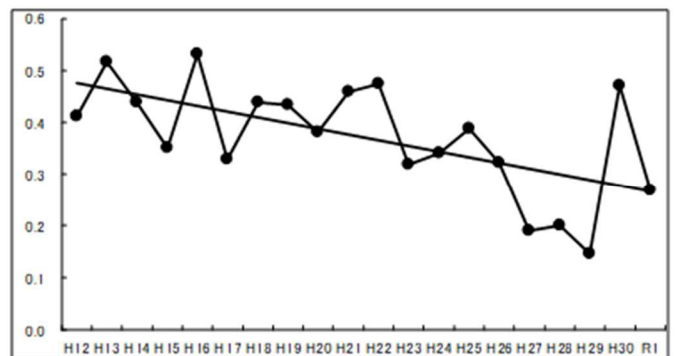


図7 わな猟でのCPUE値の推移

(エ) 生息状況

イノシシは多産でその個体数の季節変動が大きく、個体数は気象条件等で年ごとに大きく変動するため、県内の個体数推定は行われていなかった。今回の計画策定にあたり、これまでの調査結果を基に個体数を推定したところ、令和2年度の推定個体数は23,452頭（中央値）（16,084～39,609）90%信用区間）であり、捕獲強化に取り組ん

でいるが個体数は依然として増加傾向で、抑制には至っていない（表3、図8）。

なお、個体数推定は平成11年度から令和2年度の総捕獲数、SPUE（目撃効率）、CPUE値（くくり罠捕獲効率）、痕跡密度、平均積雪深、森林面積のデータを用い、捕獲数に基づく階層ベイズモデルを適用し実施した。

表3 生息状況（令和2年度）

区分	全県	(90%信用区間)
SPUE（目撃総数／出猟人日数）	0.373	—
くくりわなCPUE （捕獲総数／100設置台日）	0.266	—
痕跡密度（地点／km）※	11.75	—
推定自然増加率	1.524	(1.23～1.85)
推定増加個体数	12,223頭	(7,428～17,178)
推定個体数	23,452頭	(16,084頭～39,609頭)

※痕跡密度は令和3年4月時点の調査結果

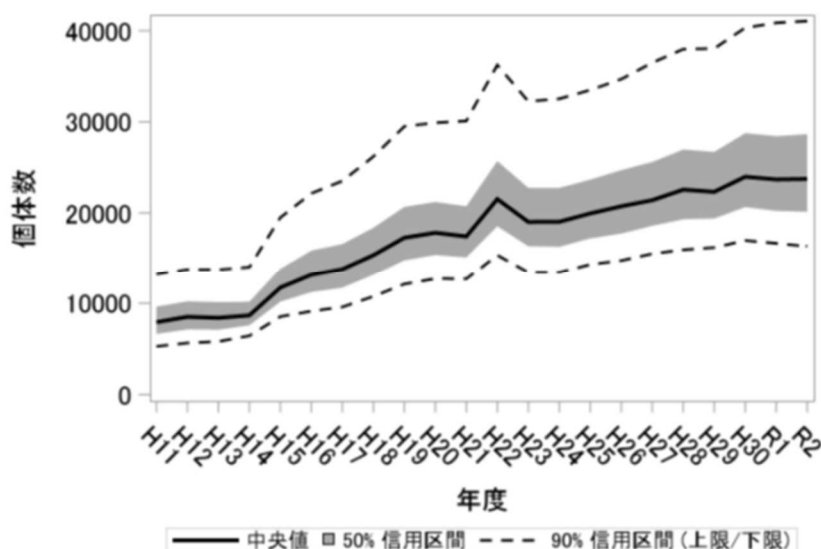


図8 推定された個体数の経年変化

（オ）捕獲状況

イノシシの個体数管理は狩猟と許可捕獲によって行っており、令和2年度の捕獲数は12,113頭であった。平成16年度、平成22年度及び平成28年度の捕獲数が突出しているが、各年とも秋のブナ科堅果類が凶作の年で、ツキノワグマ（以降クマ）が大量出没した年でもあり、餌不足ではこわなへの誘引が容易であったことと、猟期に入っても餌を探して低標高地の人里近くで活動し、狩猟での捕獲が容易であったためと思われる。

また、捕獲に占める許可捕獲の割合は、平成11年度は35%であったが、平成18年度以降は50%を越え、令和2年度は88%と年々許可捕獲の割合が高くなっている（図9、表4）。

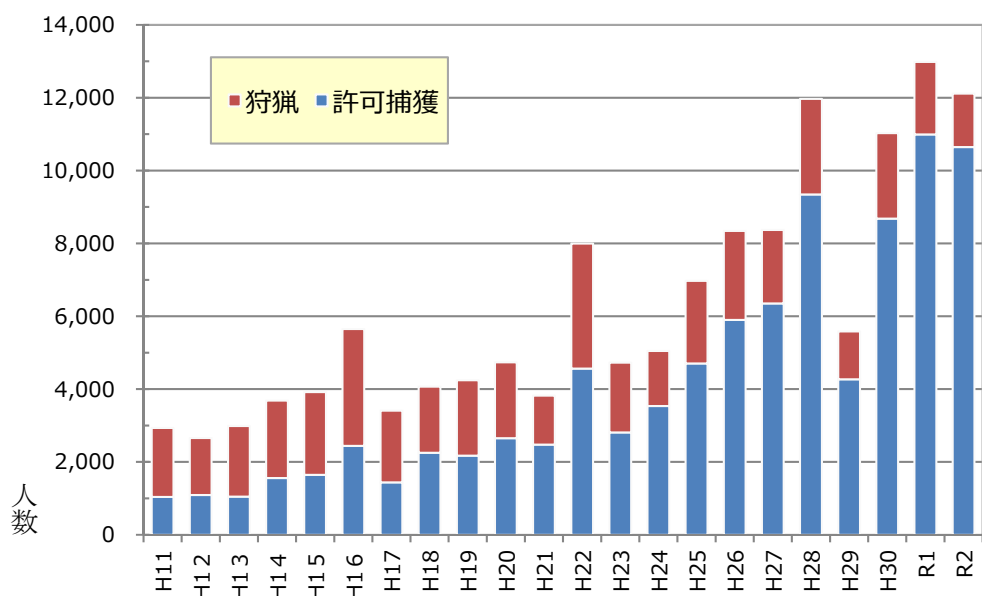


図9 イノシン捕獲数の推移

表4 イノシン捕獲数

(単位：頭)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
狩猟	1,893	1,567	1,935	2,126	2,274	3,209	1,972	1,814	2,071	2,079
許可捕獲	1,039	1,091	1,050	1,559	1,645	2,440	1,437	2,254	2,171	2,654
計	2,932	2,658	2,985	3,685	3,919	5,649	3,409	4,068	4,242	4,733

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1,348	3,431	1,918	1,510	2,268	2,441	2,020	2,623	1,314	2,346	1,994	1,466
2,475	4,565	2,809	3,535	4,705	5,900	6,351	9,347	4,269	8,681	10,991	10,647
3,823	7,996	4,727	5,045	6,973	8,341	8,371	11,970	5,583	11,027	12,985	12,113

ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 農林業被害の推移

イノシンによる農林作物被害は平成10年度代から急増し、被害額は平成17年度まで概ね1億円前後で推移している。平成18年度に3千5百万円まで減少したが、平成25年度以降、約5～7千万円程度の水準で推移している(図10、表5)。

また、自家用の家庭菜園等、被害額に上がらない被害も身近で発生しており、被害額以上に、地域でイノシンと人との間で軋れきが生じている。

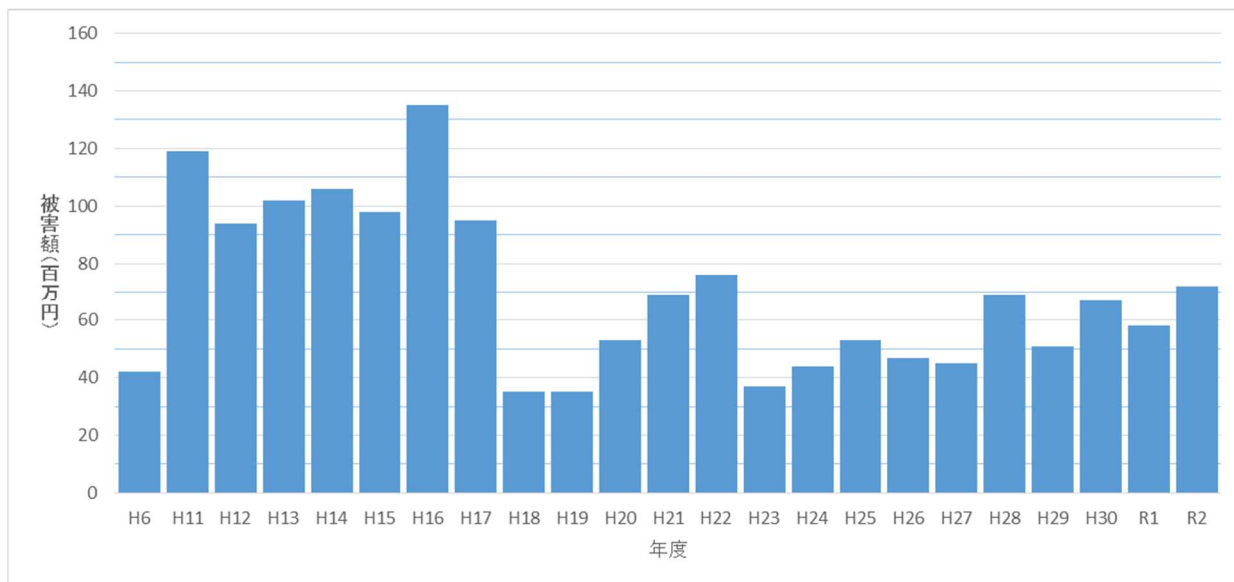


図10 農林業被害額の推移

表5 農林業被害額

(単位:百万円)

	H6年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
被害額	42	119	94	102	106	98	135	95	35	35	53	69	76

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
被害額	37	44	53	47	45	69	51	67	58	72

(イ) 農林業被害対策等の実施状況

補助事業を活用し、捕獲及び防除対策等を組み合わせて実施している(表6)。

- ・被害防止施設の整備 — 侵入防止柵(電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等)の設置
- ・許可捕獲 — 捕獲班による許可捕獲の実施、はこわな、囲いわな等の設置
- ・捕獲奨励金の交付 — 許可捕獲でのイノシシ捕獲に奨励金を交付
- ・狩猟者の養成 — 捕獲従事者の養成

表6 被害防止施設の整備状況

	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
防止柵(km)	152	128	179	163	112	105	160	110	80	59	47	35
電気柵(基)	-	98	349	526	720	753	1,032	1,050	1,095	410	342	425
囲いわな(基)	12	29	80	92	82	68	74	62	50	58	42	87

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
防止柵(km)	343	323	620	312	384	290	346	251	293	188	136	153
電気柵(基)	511	542	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
囲いわな(基)	84	146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 平成23年度以降は防止柵の延長には電気柵も含む

エ 狩猟者の動向

(ア) 狩猟免許所持者数の推移

個体数を管理するための捕獲の担い手となる県内の狩猟免許所持者数の推移を図1-1及び表7に示した。

狩猟免許所持者の総数は漸減を続けていたが、平成25年度から増加傾向にある。ただし、銃猟免許所持者は回復傾向にあるがかつてに比べて著しく減少し、令和2年度は昭和55年度の17%となっている。一方でわな猟免許所持者については、漸増している。

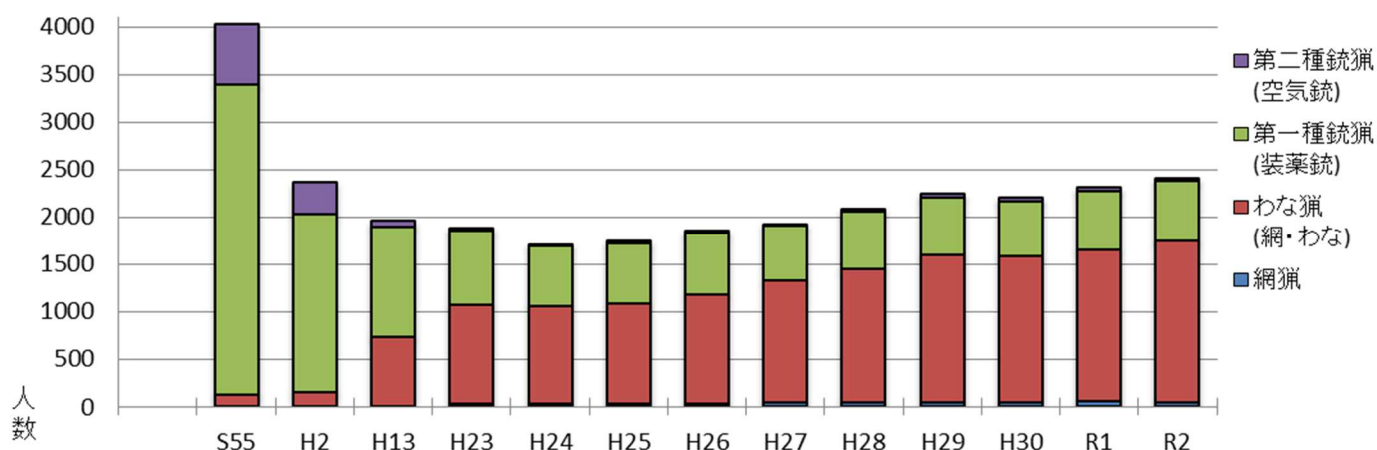


図1-1 県内狩猟免許所持者数の推移

表7 県内狩猟免許所持者数

(単位：人)

区分	S55	H2	H13	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網猟	-	-	-	30	30	32	37	46	46	51	51	54	49
わな猟 (網・わな)	128	148	732	1,039	1,024	1,054	1,146	1,277	1,409	1,545	1,528	1,603	1,701
第一種銃猟 (装薬銃)	3,266	1,880	1,160	783	640	638	649	579	602	613	590	617	624
第二種銃猟 (空気銃)	630	343	73	27	18	19	21	21	25	33	35	36	35
(のべ) 合計	4,024	2,371	1,965	1,879	1,712	1,743	1,853	1,923	2,082	2,242	2,204	2,310	2,409

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離

(鳥取県鳥獣関係統計)

(イ) 狩猟免許所持者の年齢構成の推移

県内の狩猟免許所持者全体の年齢構成の推移を図1-2及び表8に示した。

60歳以上の者が占める割合は昭和55年度から増加を続け、平成19年度以降は狩猟者全体の60%以上を占めることとなり狩猟者の高齢化が進んでいる。

近年、狩猟者確保の推進により、若手の免許取得者が増えつつあり、熟練猟師から若手猟師への捕獲技術の伝承等による後継者育成が急務となっている。

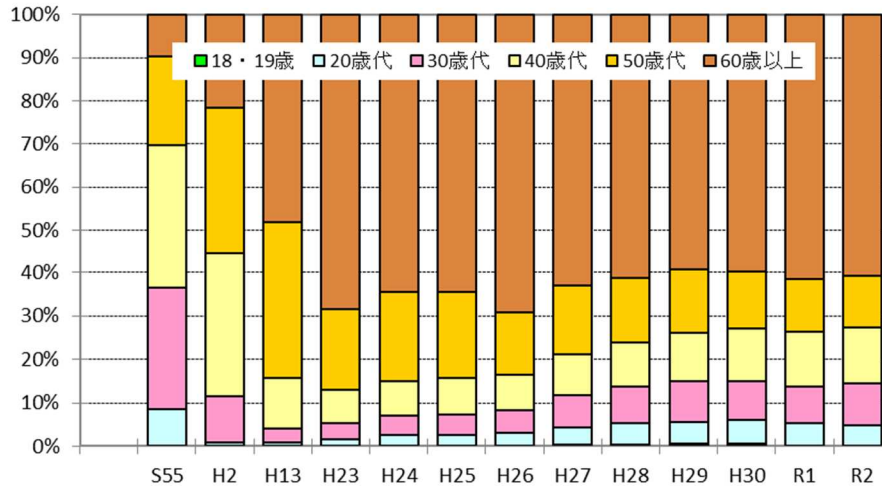


図 1 2 県内狩猟免許所持者の年齢構成の推移

表 8 県内狩猟免許所持者の年齢構成

(単位：人)

区分	S55	H2	H13	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
18・19歳								6	8	14	11	4	5
20歳代	338	20	15	28	43	43	56	78	98	112	124	116	109
30歳代	1,128	251	65	73	79	86	99	142	172	212	195	198	232
40歳代	1,343	787	227	145	136	143	149	181	207	246	266	289	316
50歳代	821	798	712	347	351	348	265	306	299	330	291	282	291
60歳以上	394	515	946	1,286	1,103	1,123	1,284	1,211	1,239	1,328	1,317	1,421	1456
(のべ) 合計	4,024	2,371	1,965	1,879	1,712	1,743	1,853	1,918	2,023	2,242	2,204	2,310	2,409

注 平成 27 年 5 月 29 日改正鳥獣保護管理法の施行により、網猟免許、わな猟免許の取得年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げ

(鳥取県鳥獣関係統計)

(ウ) 狩猟者登録数の推移

県内の狩猟者登録数の推移を図 1 3 及び表 9 に示した。

本県ではイノシシの個体数管理は狩猟、許可捕獲によって行われており、それぞれの従事者は狩猟者登録が原則条件とされている。狩猟者登録数(のべ数)は増加傾向にあり、そのうち第一種銃猟(装薬銃等)の登録者数は下げ止まり傾向のなか、わな猟の登録者数は増加し続けている。近年、わな猟が許可捕獲の主流となっているが、銃猟登録者が減った場合には捕獲作業に及ぼす影響も懸念されるところである。

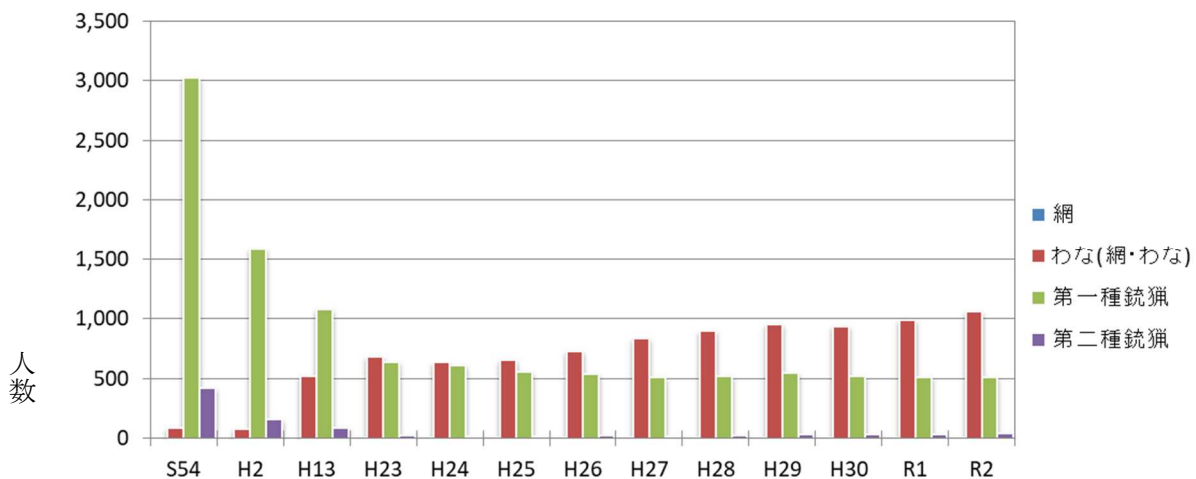


図 1 3 県内狩猟者登録数の推移

表9 県内狩猟者登録数

(単位：人)

区分	S54	H2	H13	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網				4	3	5	4	9	3	4	7	9	6
わな(網・わな)	88	75	518	681	634	655	729	832	901	954	938	986	1,060
第一種銃猟	3,023	1,587	1,081	638	607	559	539	509	521	545	518	516	516
第二種銃猟	422	163	92	22	17	17	21	17	24	31	35	34	40
合計(のべ数)	3,533	1,825	1,691	1,345	1,261	1,236	1,293	1,367	1,449	1,534	1,498	1,545	1,622

注 平成19年度に従前のわな猟免許が、網猟免許とわな猟免許に分離

(鳥取県鳥獣関係統計)

(2) これまでの取組の評価と対応

イノシシは多産短命でその個体数の季節変動が大きく、個体数は気象条件等で年ごとに大きく変動する。平成29年策定の第二種特定鳥獣管理計画では、イノシシの個体数推定を行っていなかったが、捕獲数、農林業被害状況等から県内のイノシシ個体数は横ばいから減少傾向で推移している可能性が高いと判断し、平成17年以降目標としてきた年間捕獲目標頭数6,000頭以上を継続することで個体数の削減を図り、生物多様性の確保としての安定的水準を維持、農林業被害等のイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図ることに取り組んだ。

イノシシの捕獲頭数は、ほぼ毎年年間目標頭数を達成してきたが、痕跡密度、農林業被害も減少に転じないことから、個体数動向に応じた取組を行うため令和3年度にこれまでの調査結果を基に個体数推定を実施したところ、個体数は依然増加傾向にあると認められた。個体数を削減するために年間捕獲目標頭数を見直すとともに、引き続き狩猟者等の確保、狩猟者等一人あたりの捕獲頭数を増やすための捕獲技術の向上などを図る必要がある。

また、侵入防止柵の設置等被害対策を講じたものの農林業被害は5～7千万円程度で推移しており、農林地等への侵入を防止するための侵入防止柵の設置も引き続き促進する必要がある。

(3) 管理の目標

- 個体数管理によりイノシシ個体数の減少を図る。
- 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
- 農林業被害等のイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。

地域の実態に応じた被害対策と一体的に許可捕獲及び狩猟による個体数管理を効率的に実施することによって、個体数を減少させるとともに被害の軽減を図りながら、イノシシの個体数の安定的水準を維持して本県の豊かな生物多様性を確保する。

イノシシの被害は依然として深刻であるが、イノシシは多産短命でその個体数の季節変動が大きく、加えて農業被害は密度依存ではなく、個体依存の傾向が強いとの指摘もあることから、捕獲に頼るだけでは農業被害の軽減効果は低いと思われる。農業被害対策としては侵入防止柵の設置を基本として、許可捕獲等で加害個体を中心に捕獲を推進することで総合的に被害を軽減し、人との軋れき軽減を図る必要がある。

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシの個体数は、自然条件下において、農林作物被害のない安定した状態で維持することが重要であるが、中山間地域における高齢化・過疎化などの影響で耕作放棄地の増加、里山の放置、竹林の拡大等が進む中、イノシシの生息域が里へ広がる傾向にある。一方で、熟練狩猟者の高齢化などによる捕獲圧の低下が懸念される。

このような状況の中で、イノシシの生息域が人間活動の場と重なり合うようになり、農林作物の被害が拡大し、耕作意欲や定住意欲が低下するなどの軋れきが生じている。

本計画では、このような軋れきを減少させるための方策を実施していく。さらに計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、計画に反映（フィードバック）させていくものとする（図14）。

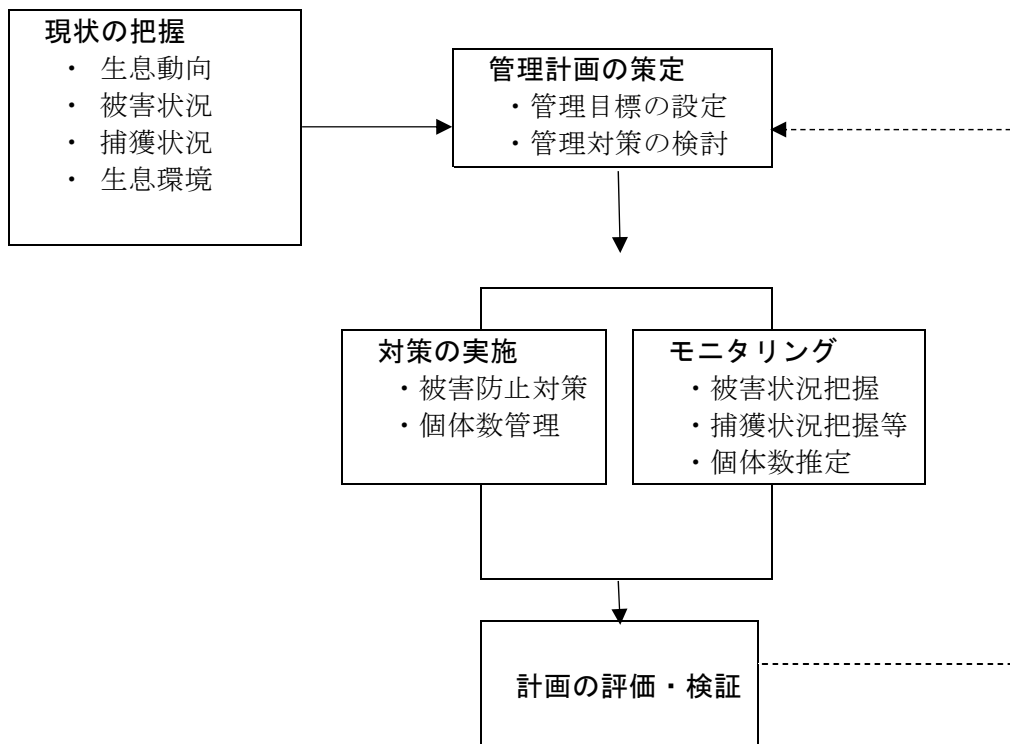


図14 イノシシ管理のフロー

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の目標

平成10～17年度まで、農作物の被害額は概ね1億円前後であり、県内に生息するイノシシ個体数の増加を抑制するため、平成17年以降、捕獲の努力目標総数を6,000頭/年にして対応し、平成25年度以降ほぼ目標を達成してきた。

しかし、イノシシ個体数は増加傾向で推移しており、さらに個体数の減少を図る必要がある。平成25年12月に環境省・農林水産省が共同発表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、捕獲目標を「平成35(2023)年度までに平成23(2011)年度時点の推定個体数を半減」させるとしている。これを実現するため、本計画期間中の捕獲目標頭数は14,000頭以上/年とし、継続的に強い捕獲圧をかける。ただし、モニタリング調査（生息状況、捕獲実績、被害状況の把握等）の結果等を参考にしながら、必要に応じて捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行うなど状況に応じた順応的対策を実施していくこととする。

(2) 個体数管理の方法

ア イノシシ猟期の延長

イノシシの狩猟期間は、11月1日から翌年2月末日までとする。

イ 禁止猟法の解除

イノシシの狩猟において、くくりわなの輪の径の直径が12センチメートルを超えるものの使用を認める。

なお、クマの生息地域におけるくくりわなによるクマの錯誤捕獲については、鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づいて適切に対応する。具体的には、狩猟免許所

持者を対象とした講習会での本県におけるクマの保護・管理の現状説明や、狩猟者登録の際にくくりわなの架設方法に配慮を求める啓発チラシの配布等の取組を進めるとともに、鳥取県猟友会の協力を得て、錯誤捕獲防止の指導を強化することとする。また、錯誤捕獲の発生時には、専門家による放獣等のツキノワグマ出没等対応基準に沿った適切な対応を進めていくこととする。

ウ 許可捕獲

許可捕獲の対象区域は県下全域とする。

これにより、恒常的な被害が認められていない地域でも、捕獲を促進する効果が期待される。

(3) 狩猟者の確保等

狩猟免許試験受験者の免許取得に係る負担を軽減、受験者数の増加を図るとともに、狩猟免許取得後に実際に捕獲するための狩猟者登録を推進し、安全かつ効率的な捕獲技術を有する捕獲者を養成する。

また、銃猟者は、大型獣類の捕獲には欠かせないことから、第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可の新規取得を支援して、特に確保に努めることとする。

ア 狩猟者の養成

- a. 狩猟者養成講習会
狩猟免許取得に必要な知識・技能の講習会（無料）の開催
- b. 狩猟者養成講習会及び狩猟免許試験の休日開催
- c. 捕獲安全講習会
- d. 狩猟の一般県民への広報強化
- e. ハンター養成スクール、新規狩猟者参入促進補助金による狩猟者登録の推進、新規参入狩猟者の養成・確保

イ 銃猟者の確保

- a. 銃猟者への支援
捕獲強化のための銃猟者の技術向上、安全な捕獲作業を推進するため、射撃練習を支援する。
- b. 銃猟者技能向上のための支援検討
銃猟者の射撃技術向上等のための支援について検討する。

(4) 個体数管理の推進

ア 広域的捕獲の推進

早期に数値目標を達成するため、隣接県との連携による県境を跨いだ捕獲強化期間の設定等により、奥山から里山まで面的に捕獲圧を高めることを推進する。

イ 捕獲促進のための各種支援策の検討

- a. 捕獲用具（はこわな、囲いわな等）の導入促進
- b. 猟友会等が行う捕獲活動への支援
- c. 捕獲奨励金の交付
- d. 低コスト・低労力な大型囲いわなによる成獣を含む群での捕獲推進
- e. イノシシ肉等の利活用の推進

付加価値を高めることにより捕獲者の捕獲意欲の向上、地域資源の有効活用を図るため、「とっとりジビエ」の認知度向上、消費・販路拡大、解体処理者の育成、解体処理施設の整備等を図る。

- f. 捕獲個体の残渣処理

個体数管理の結果、大量の解体残渣の発生が懸念されるが、その扱いについて市町村等

関係機関と調整の上、処理体制の整備を図るとともに焼却・減容化等処理施設の整備についても検討する。捕獲個体をその場に放置した場合、放置した個体を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業、住民等の安全に影響を及ぼす恐れがあるため、捕獲個体の適切な処理を指導する。

g. 奥山捕獲効率アップ手法の検証

奥山での捕獲効率を高めるため、効果的な捕獲手法を実証・検討する。

h. その他

はこわな、囲いわなを用いた捕獲では、警戒心の薄い幼獣のみが捕獲され、成獣が捕獲されず、農業被害軽減や効率的な個体数減少に繋がらない傾向にあることから、成獣の捕獲を推進する。

ウ 新たな捕獲体制の促進

a. 鳥獣被害対策実施隊設置の推進及び機能強化

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条第 1 項に基づく鳥獣被害対策実施隊は、現在県内 15 市町で設置されている。引き続き設置を推進するとともに捕獲等の機能強化を図る。

b. 住民が参加した捕獲体制の推進

集落における捕獲体制整備及び狩猟者の負担軽減を目的として、技能講習会や現地指導会を実施し、狩猟者と地域住民が共同で捕獲に取り組む体制づくりを推進する。

c. 豚熱対策による捕獲強化

野生イノシシでのウイルスまん延防止等のため、農林水産省及び環境省通知等に従って、周辺府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら捕獲を強化する。

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施の検討

鳥獣保護管理法第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、実施する場合は、同法第 14 条の 2 に基づく実施計画を策定し実施することとする。

7 被害防除に関する事項

(1) 被害対策

イノシシの農業被害発生は個体数（密度・指数）との相関が低く、イノシシ個体の性質に依存する傾向にあることも指摘されていることから、農業被害対策は侵入を防ぐ対策を主とする。

侵入防止柵（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等）は、地域の環境、被害状況等の実状にあわせて集団的な設置により効率的で効果的な整備を行うとともに、既存侵入防止柵の適切な維持管理を推進する。

(2) 周辺環境を改善する対策

警戒心の強いイノシシについては、緩衝地帯（開放空間）の設置により侵入を防ぐ効果が高いことから、農地周辺等に緩衝地帯の設置を推進するとともに、その後の管理を行う。

摘果した果実や商品にならない傷物等の果実、野菜を農地周辺や山間地へ放置・廃棄しないなどイノシシに農作物の味を覚えさせないようにしつつ、イノシシが近づきにくい農地周辺の環境づくりを広域的に推進する。

(3) 対策技術の普及・人材育成等

ア イノシシ等被害防止相談・支援体制の整備

農家等からの被害相談について、市町村と連携しながら鳥獣対策センター、各総合事務所農林局等に設置した「イノシシ等被害防止相談窓口」において、指導、助言を行う。

また、地域が主体となった被害対策を推進するため県、市町村及び県が養成した民間の指

- 導者である「イノシッシ（鳥取県鳥獣専門員）」と連携して被害防止技術の普及を進める。
- イ モデル地区設定による鳥獣被害防止技術の実証・普及
市町村等と協力して、集団的・効果的な鳥獣被害防止対策を進めるモデル地区を設定し、被害防止技術の実証、普及を行う。
 - ウ 研修会等の開催
被害対策を指導助言できる人材を育成するため、研修会・セミナー等を開催し、市町村等地域レベルで対策を講じる体制づくりを推進する。

8 生息環境の保護及び管理に関する事項

生息環境の保護による個体数の増加は、農林業被害の発生等、人との軋れきが深まることが予想されることから、農地周辺等での緩衝地帯の設置等、イノシシを人里に近寄せないような環境づくりを推進する。

また、鳥獣保護区やその周辺地域において、イノシシによる農林業被害の防止を図る必要がある場合は、必要に応じて狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲等禁止区域の設定（鳥獣保護管理法第12条第2項）や対象狩猟鳥獣の捕獲等許可（鳥獣保護管理法第9条第1項）等の既存制度を活用した鳥獣保護区指定を検討する。

9 その他管理のために必要な事項

（1）モニタリングの実施

イノシシは多産短命で狩猟者の嗜好性も高いことから個体数の季節変動が大きく、推定個体数を基に個体数を管理することは難しいが、猟期の出猟記録と許可捕獲時の捕獲記録等から目撃効率や捕獲効率等の生息状況に関する指標を解析するとともに以下の事項に留意して捕獲数、捕獲個体の状況、被害状況等について調査を行い、個体数推定を実施し、イノシシ個体群（個体数）をモニタリングしていく。

ア 被害状況調査

従来より農林業者、関係団体、市町村及び県関係機関の協力を得て、四半期毎に各地域毎の被害状況（被害量、被害額、被害の態様等）がとりまとめられている。このデータの解析結果を基に計画実施の効果について評価を行う。

なお、評価の結果を左右するデータの精度確保については、調査依頼の際に関係者への徹底に努めるものとする。

イ 捕獲状況調査

狩猟者や市町村の協力を得て、毎年の狩猟及び許可捕獲による捕獲数及び捕獲場所を集計し、生息分布の経年変化を把握して個体数管理の事業結果を評価する。

ウ 生息密度調査

（ア）生息密度指標調査

県内の任意の定点で痕跡密度調査を実施し、調査結果から生息密度分布状況を把握するとともに計画実施の評価を行う。

（イ）狩猟カレンダー等の解析

狩猟者登録の際交付される狩猟者登録証を回収し、狩猟者が記録した狩猟カレンダーを解析して得られたCPU値及びSPUE値により生息実態を把握する。その結果はイノシシの個体数管理の方法を評価するための指標とする。また、許可捕獲においても狩猟による捕獲と同様に捕獲カレンダーの解析を検討する。

（ウ）捕獲個体調査

捕獲した個体から幼成獣比や雌雄比等を把握するための試料採取を行うなど、生息実態を把握するための基礎調査の充実を検討する。

(エ) 個体数推定・将来予測

過去の調査データと生態情報等、既知の知見により、イノシシの個体数と自然増加率を推定し、捕獲計画に沿った将来の個体数変動の予測に努めることとする。

(2) 計画の推進体制

ア 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして、合意形成を図りながら各施策を進めていく。

イ 特定鳥獣保護管理検討会

本計画を推進するため、農業団体、学識経験者、狩猟団体、一般県民及び関係行政機関からなる「特定鳥獣保護管理検討会（イノシシ検討部会）」において、モニタリング結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

ウ 関係機関の連携強化

本計画の推進に当たっては、農家・林家ほか住民からの被害相談に迅速に対応するとともに、管理の各種施策を総合的に推進する。また、生息分布が連続している近隣県と情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(3) 錯誤捕獲対応

クマが生息する地域では、わなによりイノシシを捕獲しようとして、誤ってクマを捕獲してしまう事例が発生していることから、クマの痕跡がみられる地域では、くくりわなの架設を自粛、はこわなを使用する場合は梨、柿等のクマを誘引する可能性の高い餌を用いないよう指導する等、クマの錯誤捕獲防止を指導する。また、錯誤捕獲に対して、迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、放獣体制等の整備を推進するとともに、狩猟者、許可捕獲者等に対して、錯誤捕獲発生時の迅速な報告を行うことを周知、徹底する。

(4) 感染症対策の実施

隣接県において野生イノシシの豚熱（CSF）感染が確認されており、県境付近の野生イノシシのモニタリング調査及び経口ワクチン散布を行い防疫体制を強化する。

また、捕獲行為には、野生イノシシへの接触を通じて、豚熱（CSF）ウイルスの拡散リスクを伴うことから、捕獲した個体を適切かつ確実に処理する。さらに衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に持ち出し、感染を拡大させることがないように洗浄、消毒を行う等、狩猟者等の防疫措置の実施について徹底する。

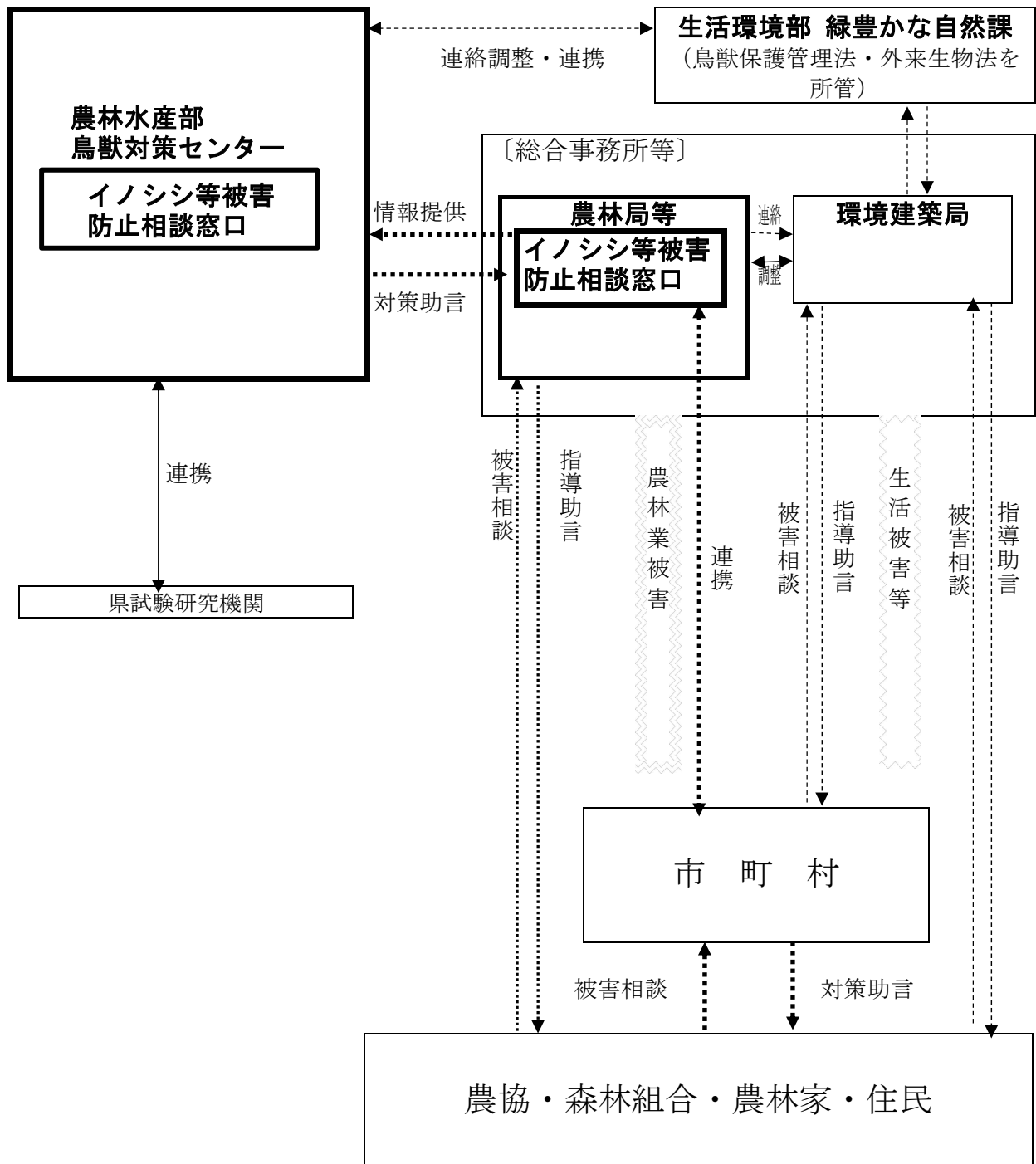
ダニが媒介する日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の症例が県内で確認されていることから、ダニに咬まれないよう予防措置を行うことについて周知徹底を図る。

《参考資料》

【鳥獣被害対策推進の基本体系】

○ワンストップ窓口を、鳥獣対策センター、各総合事務所農林局等（相談窓口）に設置

⇒ 農林水産部と生活環境部、農林局等と環境建築局が連携して、県民等からの被害相談に対応



参考文献

- ・「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版」（環境省.2021.）
- ・「令和2年度鳥取県特定鳥獣生息実態調査業務報告書」（鳥取県.2021.）